

商工振興課長の仕事宣言！

商工振興課長 古沢 修

①重点施策項目名	魅力ある商店街づくりを進めます
②目標値	中心商店街の空き店舗率 [令和元年度] 現状値 12.7% ⇒ 令和元年度末 8.0% [後期基本計画期間] 平成26年度 13.1% ⇒ 令和2年度 5.0%
③今年度の取組方針	商店街の活性化と賑わいづくりを行うため、鳥栖市商業活性化推進協議会、鳥栖市商店街連合会が取り組む活動に要する経費の一部助成や支援等を行います。 また、低所得者・子育て世帯の消費税増税による消費への影響を緩和し地域における消費を喚起・下支えするプレミアム付商品券事業に、関係各課と連携し主体的に取り組めます。
④今年度の取組結果	鳥栖市商業活性化推進協議会では、現状把握のため商店街の歩行者通行量調査の実施や、商店街の活性化や再開発について意見交換を行い課題等の共有を行いました。 鳥栖市商店街連合会では、「盆踊り」や「ハロウィンパーティー」等の賑わい創出のためのイベントを実施しました。 また、令和元年10月からの消費税増税対策の一つとして、市庁舎内に対策室を設置し「鳥栖市プレミアム付商品券事業」を実施しました。
⑤数値目標の結果	中心商店街の空き店舗率 13.8%（令和元年12月現在）130店舗中18空き店舗
⑥成果と課題（次年度に向けて）	空き店舗率が、若干増加傾向であるため、商店街連合会や商工会議所と連携し「魅力ある商店街づくり」に向けて、情報提供・共有やイベント等への支援に引き続き取り組んでいきます。

◇所管部長の指示

引き続き、意見交換等を行うとともに、魅力ある商店街づくりに向けて、情報提供・共有やイベント等への支援に努めること。

商工振興課長の仕事宣言！

商工振興課長 古沢 修

①重点施策項目名	観光客の受入体制づくりを行います
②目標値	観光施設・イベント等の集客数 〔令和元年度〕 現状値 6,770,928 人 ⇒ 令和元年度末 6,800,000 人 〔後期基本計画期間〕 平成 26 年度 1,187,911 人 ⇒ 令和 2 年度 6,800,000 人 ※平成 27 年度から、鳥栖プレミアム・アウトレット来場者（550 万人）を追加
③今年度の取組方針	鳥栖市を訪れた人が、リピーターとして再び訪れてもらえるよう、鳥栖観光コンベンション協会等と一体となって新鳥栖駅観光案内所や鳥栖プレミアム・アウトレットでのおもてなし体制を整え、市内観光情報等の発信を行います。 また、近年増加しているインバウンド観光客を意識した取組について検討を進めます。
④今年度の取組結果	新鳥栖駅観光案内所、サガン鳥栖ホームゲーム及び鳥栖プレミアム・アウトレットで、来訪者を対象におもてなしや観光・物産等の情報発信を行いました。 また、福岡市・久留米市・小郡市・基山町・鳥栖市の 5 市町で作る「グランドクロス広域連携協議会観光部会」で「熊本お城まつり」に出展し、合同で観光 PR を実施しました。 なお、まつり鳥栖、長崎街道まつり、大山祇神社ライトアップ及び弥生まつりを開催し集客促進を図りました。
⑤数値目標の結果	観光施設・イベント等の集客数 6,770,900 人（平成 31 年 3 月公表による平成 29 年佐賀県観光客動態調査より）
⑥成果と課題（次年度に向けて）	イベント出展時のアンケート調査では、日本人・外国人ともに旅行先の情報入手方法がインターネットや SNS が主流であったことから、効果的な情報発信方法について調査研究を進めます。

◇所管部長の指示

引き続き、関係機関と協議、協力し、来訪者のおもてなし、各種イベントの開催等の情報発信に取り組むこと。

商工振興課長の仕事宣言！

商工振興課長 古沢 修

①重点施策項目名	新産業の集積を図ります
②目標値	製造品出荷額等 〔令和元年度〕 現状値 3,517 億円 ⇒ 令和元年度末 3,730 億円 〔後期基本計画期間〕 平成 26 年度 3,381 億円 ⇒ 令和 2 年度 3,930 億円
③今年度の取組方針	新分野、新産業の集積を図るための企業誘致の受け皿となる新産業集積エリア整備事業について、農地法違反の是正を図るとともに、地権者、関係者及び関係機関の皆様からご理解とご協力を得られるように努めます。
④今年度の取組結果	新産業集積エリア整備事業では、地権者 1 名と契約を締結し残る地権者が 4 名となりました。 農地法違反については、用地買収が全て終わっていないことから一括での農地転用申請が行えていないため、是正にまでは至ってはいないが是正の方向性は決定することができました。
⑤数値目標の結果	製造品出荷額等 3,437 億円（平成 29 年確定値）
⑥成果と課題（次年度に向けて）	新産業集積エリア整備事業については、出来る限り早期に造成工事に着手できるように、引き続き、地権者、関係者及び関係機関の皆様からご理解とご協力を得られるように努めます。

◇所管部長の指示

引き続き、地権者、関係者及び関係機関の皆様からご理解とご協力を得られるように努めること。